

資料提供
令和7年8月8日
課名:産業廃棄物対策課
担当:波谷^{はだに}
内線:2962
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である久保田 蓮^{くぼた れん}に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県産業廃棄物対策課）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	久保田 蓮 ^{くぼた れん} （広島県広島市佐伯区五日市四丁目 17 番 20－11 号）
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第 03409216406 号 許可年月日：令和 2 年 7 月 28 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和 7 年 8 月 8 日
処分理由	被処分者は、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号の規定に該当するものとして、法第 14 条第 5 項第 2 号イに規定する者に該当するため。
備考	被処分者は個人事業主であるため、個人情報保護の観点から、処分理由の詳細については公表しない。